

令和6年度 松島町立松島第五幼稚園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 松島町が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 松島町立松島第五幼稚園
- (2) 所在地 松島町幡谷字新田 5番地の1

(目的及び運営方針)

第2条 松島町立松島第五幼稚園(以下「当園」という。)は、明るく健やかな成長を願う保護者の願いに応え、学校教育法及び子ども・子育て支援法ならびに松島町教育振興基本計画に基づいた適正な幼稚園教育(一時預かり保育を含む)の提供を行い、『元気で伸び伸びとし、表現豊かな松島っ子の土台づくり』(健康で元気な笑顔あふれる子ども、すなおで思いやりのある子ども、自分で考え行動し、自分を表現できる子ども)を目指すものとする。

2 当園は、「松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年松島町条例第19号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3 次の事項を園の経営方針とするものである。

- (1) 幼児が安心していきいきと生活できる環境づくりを工夫し、一人一人の発達の特性に応じた指導・援助に努める。
- (2) 様々な体験活動を通し、幼児が生きる力の基礎を培うための指導や援助に努める。
- (3) 幼児・教師・保護者が信頼し合い、連携して教育を進めるとともに、関係諸機関と連携を密にし、一人一人の幼児に対して適切な支援や子育て支援に努める。
- (4) 小学校との連携・接続を図り、発達上の課題を共有し、幼児期の教育のつながりを意識した指導・援助に努める。
- (5) 幼児理解についての研修や適切な評価を行い、実践的な指導力向上及び園経営の資質向上に努める。

(利用定員)

第3条 1号認定の利用希望者の園の利用区域は松島町立小学校区に準ずる区域とし、定員に満たない場合は区域外からの利用を認めるものとし、令和6年度における年齢別定員は別表のとおりとする。

令和6年度松島第五幼稚園年齢別定員

	3歳児	4歳児	5歳児	計
年齢別定員数	10人	15人	15人	40人

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、幼稚園教育要領に基づき、以下に掲げる幼稚園教育を行うものとする。

- (1) 幼稚園教育要領に基づく教育課程
- (2) 学校給食による食事の提供
- (3) 一時預かり保育

職員が複数体制を確保できない場合や行事で実施出来ない場合を除く。

(特定教育・保育の提供を行う日及び教育標準時間)

第5条 特定教育・保育の提供については松島町立学校の管理に関する規則に基づくものとし、学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 4月1日から7月31日まで

第二学期 8月1日から12月31日まで

第三学期 1月1日から3月31日まで

3 前項の規定によりがたいときは、園長は、教育委員会に意見を申し出ることができる。

4 教育時間は幼稚園教育要領に基づき4時間を標準とするが、保護者の要望や社会的必要性を鑑み、教育時間終了後の保育に努めるものとする。ただし教育時間終了後の保育を実施する場合は、1日の保育時間を7時間45分を超えないものとし、職員が複数体制を確保できた場合において行うものとする。

(特定教育・保育の提供を行わない日)

第6条 特定教育・保育の提供を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から同月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
 - (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
 - (6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
- 2 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日
- 3 園において、非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、直ちに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。
- (1) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (2) 授業を行わない期間
 - (3) その他園長が必要と認める事項
- 4 前項に規定する場合のほか、学校において教育の実施上特別の事情があるときは、園長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、臨時に授業を行なうことができる。
- 5 園において、教育の実施上やむを得ない事情があるときは、園長は、あらかじめ五日前まで教育委員会に届け出て、休業日と授業日を振り替えることができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 松島町立学校の管理に関する規則(昭和32年9月1日教委規則第5号)に基づく幼稚園には園長、主任教諭、教諭、講師その他必要な職員を置く。

2 職員の職務内容は次の通りとする。

- (1) 園長 1名
法令に定めるもののほか、幼稚園教育要領及び教育委員会の定めるところにより教育課程を編成する。
- (2) 主任 1名(常勤職員)
園長を補佐し、教職員を組織、指導して幼稚園業務の円滑な運営を図る。
- (3) 教諭 2名(常勤職員)
園児の教育に携わると共に、保護者との連携、保育活動に必要な環境の向上に努める。
- (4) 会計年度年度職員 1名
教諭の指導の下、園児の教育を支援すると共に、保護者との連携、保育活動に必要な環境の向上に努める。

(利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額)

第8条 保護者が支払う利用者負担は令和元年より国の施策により無償化となる。

2 次の各号において利用者負担を減免するものとする。

- (1) 生活保護世帯 全額免除
- (2) 第3子(小学3年生までの兄弟姉妹を第1子とする) 全額免除
- (3) 第2子(幼稚園に兄弟姉妹の第1子がいる場合) 半額免除
- (4) 第2子(小学3年生までの兄弟姉妹を第1子とする) 半額免除
- (5) その他特別の事情があると教育長が認める場合

3 その他の費用の種類、支払いを求める理由その額については、次の各号のとおりとする。

- (1) 給食費 実費
- (2) 教材費 実費

- (3) 園外学習 交通費及び見学科実費
- (4) スポーツ振興センター保険保護者負担額 実費
- (5) その他園長が必要と認めるもので教育長の承認を得たもの 実費

(特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第9条 園の利用を希望する園児及び保護者は、園における特定教育及び保育の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 園児の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨速やかに申し出なければならない。
- (2) 園児の疾病で、園児の主治医が、他の園児に感染する疾病（※ 1）と診断した場合、公欠扱いとし、園の利用は出来ないものとする。
(※ 1：コロナ感染症・インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・水痘・プール熱・結核・O157・O26・O111等の腸管出血性大腸菌感染症・流行性結膜炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・手足口病・りんご病・流行性嘔吐下痢症等学校保健安全法施行規則による学校感染症とその出席停止期間に準ずる。頭ジラミ・水いぼ・とびひ等については医師の診断によっては感染症として取り扱う。)
- (3) 園児及び保護者が園及び他の園児等に危害や損害を与えた場合は、退園を求められたり、損害を賠償しきればならない場合がある。

(園児の保健安全に関するこ)

第10条 園は、園児の健康管理及び安全に努めなければならない。保護者においても園に協力して利用時の健康管理及び安全に努めるものとする。

- 2 入園する園児に対しては、年1回以上の健康診断を行うと共に、その記録をしておかなければならぬ。
- 3 園児に対しては日常的に健康観察を行い、体調の不良等の早期発見に努め、保護者と連絡を取り合うなど、適切な対処を心がけなければならない。
- 4 園児の疾病、傷害等で緊急を要する場合は、医療機関に搬送し手当を受けさせると共に、その旨保護者・園長に連絡しなければならない。
- 5 職員、園児において伝染性の病気が見つかった時は、園長は登園を停止させることがある。
- 6 職員の健康診断は年一回以上行う。
- 7 園長は、園児の行動、生活、健康状態等について、常に保護者と連絡を取り合い、相互の緊密な意思疎通を図るよう努める。
- 8 園の施設設備については常に点検し、採光、換気、暖房、遊具、消防設備等に注意すると共にその劣化や破損にも注意し、危険防止に努めなければならない。併せて、園児の居室、廊下やトイレ等を清潔に保つと共に、衛生管理に十分注意しなければならない。

(防災訓練及び緊急時等における対応方法)

第11条 園においては定期的に防災訓練及び避難訓練等の防災教育を行い、園児の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 緊急時等においては園児の安全確保に努め、保護者への連絡等できるだけ速やかな対処をおこなわなければならない。
- 3 日頃より保護者や地域と協力し、緊急時の対処方法を確認し周知するよう努めるものとする。

(いじめ・虐待への対応)

第12条 園において、いじめ防止に努め、保護者と協力して思いやりのある子どもの育成に努める。併せて虐待の早期発見に努め、児童相談所への通告等速やかに園児の安全を確保するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 園において知り得た個人情報を第三者に漏洩することの無いように個人情報保護に努めなければならない。ただし、人命にかかる場合や教育上必要とする場合を除く。

(幼稚園教育の評価及び公開について)

第14条 園においては教育計画の点検評価を毎年度実施し、保護者に対して公開に努めなければならない。

(苦情解決)

第15条 園は、提供した特定教育及び保育に関する園児及び保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 園の設置者は、職員の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児及び障害児の保護者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 園の設置者は、職員であった者に、業務上知り得た障害児及び障害児の保護者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 園長及び職員は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は教育長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。